

文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助要項

平成25年5月15日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化遺産地域活性化推進事業実施要項（平成25年5月15日文化庁長官決定）により策定される計画に基づき、重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区の公開活用を推進する事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

(1) 重要文化財建造物

補助事業者は、重要文化財の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第32条の2若しくは法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、3.（1）アについては、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）も可とする。

(2) 登録有形文化財建造物

補助事業者は、登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認めるその他の法人又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

(3) 重要伝統的建造物群保存地区

補助事業者は、重要伝統的建造物群保存地区が所在する市町村とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、以下に掲げる事業とする。

(1) 重要文化財建造物の公開活用事業

ア 保存活用計画の策定

イ 重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

(2) 登録有形文化財建造物の公開活用事業

ア 保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

エ 登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

(3) 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用事業

ア 保存活用計画の策定

イ 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ アに伴う外観（これと密接な関連を有する構造部等を含む。）の修理・修景工事及び敷地内整備

エ 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

オ 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用の安全性確保に必要な耐震対策工事

4. 補助対象経費

(1) 主たる事業費

- ア 保存活用計画策定経費
- イ 建築工事経費
- ウ 設備工事費
- エ 環境整備費
- オ 設計料及び監理料

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

(1) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。

ア 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

イ 当該地方公共団体が、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に規定する財政再建団体（準用団体を含む）又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

ウ 補助事業が国有文化財に係るものであって、当該補助事業者が管理団体（登録有形文化財を除く。）である場合の補助率は65%とする。

(2) 補助事業者が営利法人又は登録有形文化財の公開活用事業を行う事業者のうち地方公共団体を除く法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。

(3) 補助事業者が上記（1）及び（2）以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。

事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%
3.5以上 10.0未満	30%
10.0以上	35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{当該補助事業の施工年度数}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

国の会計年度に基づき全工期（事業期間）の年度数

(イ) 当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額

イ 次の事項については、アに該当する事業について、さらに、補助率加算を行うことができる。

(ア) 同一会計年度内において、同一の補助事業者が2以上の補助事業を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合と比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助事

業に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことができる。

- (4) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は、上記により算定した率が80%に満たない場合にあつては80%とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項目	目	目の細分	説明	
文化財建造物等を活用した地域活性化事業費	主たる事業費	(ア)保存活用計画策定経費	調査費	賃借金	調査謝金 打合せ謝金 原稿執筆謝金	(協議会等)
				旅費	〇〇謝金 普通旅費 費用弁償 特別旅費	調査旅費 会議出席旅費、調査旅費 指導旅費
			需用費	消耗品費 会議費 印刷製本費		
			委託費	通信運搬費 測量費 図面作製費 〇〇調査費	輸送費 地上実測、航空写真実測等 図化費	
			使用料及び賃借料		会場借上料等	
	主たる事業費	(イ)建築工事経費 設備工事経費 環境整備費	本工事費	賃借金	大工賃金 左官賃金 石工賃金 人夫賃金 〇〇賃金 その他賃金	総人数5人前後の職種はこの目細で一括すること
需用費				消耗品費 燃料費 修繕料 〇〇費	機械器具の修繕料	
			役務費	保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 〇〇費	運搬料	
			委託費	〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託	本工事の全部又は一部を委託する経費	
			使用料及び賃借料	借料及び損料 〇〇損料	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料	
			工事請負費	請負費	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの)	
			原材料費	工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 〇〇費 雑資材費	本工事に必要な原材料の購入費 わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合	
			備品購入費		機械器具等の購入費(工事完了後、売払い等の処分をすること)	

		共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費 (ウ)設計料及び監理料 (エ)間接事業費	報酬料 給料 職員手当等 委託費 負担金、 補助金及 び交付金	(一般職)給料 特殊勤務手当 ○○手当 設計料 監理料	本工事費に準ずる 本工事費に準ずる 寒冷地手当、期末勤勉手当、超過勤務手当 (イ)及び(ウ)の事業を 補助事業として実施 する場合(3.(3)オに限る)
その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料 備品購入費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 ○○費 通信運搬費 手数料 ○○委託料 借料及び損料	事業実施に伴う事務費で主たる経費以外の経費 連絡旅費、資材検収、関係文化財調査等 工事指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品とならない もの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 郵便、電信電話料等 写真撮影料、図化作成費(トレース原紙) 会場借料、プレハブ借上、自動車借上料 庁用備品の購入費(工事完了後、売り払い 等処分をすること)